地方債・交付税改革と道州制

宮脇 淳 著

第1部 講演「地方債・ 交付税改革と道州制」 05

- 1 地方分権改革の論点 05
- 2 破綻再生制度のあり方 08
- 3 求められる地方と 国の財政関係の明確化 14
- 4 諸外国の地方債や財政破綻再建制度 18
- 5 制度設計の方向性 22

第2部 質疑応答 38



この「ACADEMIA JURIS BOOKLET(シリーズ」は、北海道大

学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センターが開催したシ

学総合教育研究棟W三〇一室で行われた、学術創成研究プロジェ本号には、二〇〇六年三月二十四日に北海道大学人文・社会科ンポジウム・講演会等の内容を記録するものです。

した。

地方債・交付税改革と道州制

コーディネーター(山口二郎) それでは、学術創成研究プロジェクト主催のセミナーを始めます。

宮脇先生はご紹介するまでもなく、現在、地方分権改革の非常に有力なブレーンとして活躍中で 本日は、宮脇淳先生に「地方債・交付税改革と道州制」というテーマでお話しいただきます。

内編集部注。以下同様)や地方六団体の地方分権に関する検討会議などの場で、地方分権の具体的

ありまして、総務大臣主催の「地方分権二十一世紀ビジョン懇談会」(以下、「ビジョン懇」 ※()

な構想に関与しておられます。

出しが出ましたが、中身が今一つよく分からなかったという感じがあります。そこで、一度、宮 この間、新聞報道等で自治体の破綻法制の検討がなされているという、少しショッキングな見

脇先生に財政面から、地方分権が何を目指し、どのような方向に進むのかを、少し内幕の話も含

めて教えていただきたいということで、本日の研究会を設定しました。

今日はまず一時間程度ご説明をいただいて、後は自由に質疑・討論ということで進めていきた

いと思います。それでは、宮脇先生よろしくお願いします。

4

第一部 講演「地方債・交付税改革と道州制」

1 地方分権改革の論点

宮脇でございます。よろしくお願いいたします。

当初は「四位一体」だった「三位一体」改革

だきます。

れている議論の中身と、改革の制度設計がどのような方向を向いているかを、ご報告させていた

これから一時間程度をいただきまして、財政面を中心とした地方分権改革について、

現在行わ

いう点からお話しいたします。ご承知のように、小泉内閣が発足してから既に三位一体改革のも まず、今回の地方交付税改革の意義ですけれども、なぜこのような議論が始まっているのかと

は、 ウンドであって、制度的には非常に不完全な点が多いと考えています。 とで第一ラウンドの改革を行ってきております。ところが、この三位一体改革は、まさに第一ラ 地方交付税に関する議論がほとんど行われていない点、 税源移譲について抜本的な税制改革 特に、大きな問題として

を踏まえた議論がされていない点が挙げられます。

ルは、 私の担当分野は、地方債と破綻法制で、公営金融公庫の改革も含まれています。今後のスケジュー 平成十九年度から地方交付税や地方債の改革を進めていくにあたり、十八年度に抜本的な議論を その内容を反映させていくことになります。 点で、一定の整理ができることになりますので、七月頃からは十九年度の予算制度や予算措置に、 に発表される「骨太の方針」への反映に向けて取り組むことになります。「骨太の方針」が ます。ビジョン懇は、各委員それぞれが専門分野について自ら提案する方法で進められており、 しておかなければならないため、ビジョン懇と地方六団体で、十七年十二月から議論を始めてい になった経緯があり、 最初に出てきた言葉は「四位一体」 だったのですが、 「四位一体」 から地方債が消えて 「三位一体」 さらに、地方債の議論がまったく行われておりません。そもそも三位一体の議論を始める時に、 十八年五月を目途に、ビジョン懇、 今回の議論の中では、 地方六団体それぞれが議論の取りまとめを行い、 地方債の問題は完全に抜け落ちていました。 ただ、 と出た時

地方六団体と連携するビジョン懇

す。 ができるのかが非常に重要な点で、もしビジョン懇と地方六団体が対立する構図の中で議論 ますが、地方六団体からも、本質的に強い反対があるというような問題になっていないと思いま 頭で山口先生からご指摘のあった破綻法制についても、「破綻」という言葉が非常にきつく聞こえ 問題として、ビジョン懇と地方六団体の議論は、 めていくならば、 マスコミなどでは、ビジョン懇と地方六団体を対立する構図で捉える見方がありますが、 むしろ、地方交付税の議論に入っていった時に、地方六団体の中でどれだけ踏み込んだ議論 今回の地方財政改革は成功しないと思います。 かなり重なり合う部分が多いです。 例えば、 現実 を進 冒

それが根幹の問題意識です。 ことになります。 いてきました。 したがって、これから四月、五月と、地方六団体とかなり連携を取りながら議論を進めていく 今までの地方財政制度は、 から地方分権への動きを進めるのであれば、中央政府の保証から脱却しなければなりません。 地方分権の中では、 議論を進めていく根幹は、「暗黙の政府保証」をどうするのかに尽きると思いま 明示か暗黙かはありますが、 この政府保証の構造を変えていかなけ 政府保証の中で財政面も金 ればなりません。 融 面 中央 も動

破綻再生制度のあり方

2

破綻法制」から議論を始めた理由

に地方財政議論について常に意識を持ってもらうためには、何らかのトリガー(きっかけ)が必 大きく取り上げられているとお話しされていましたが、なぜいきなり破綻法制の議論 方について」)からご説明させていただきます。 都道府県や道州政府と国の関係を、まずどのように規律するかが最も重要な点になります。 村の関係は、基本的に各地方政府で判断し、制度設計することになると思います。 村クラスを混在させてしまうことがありますが、 かという疑問が当然生じると思います。 として整理する必要があります。 この点を前提として、二月十日のビジョン懇に私が提出した資料 そのような問題意識を踏まえると同時に、若干、 第一段階として都道府県、 地方の議論を進めていくと、どうしても都道府県クラスと市 ないしは都道府県をもう少し広域化した道州制的な単位を前提 これは、 冒頭で山口先生が、 戦略の側面が非常に強いのです。国民の皆さん 道州制的な視野に立った場合、 抽象的な説明になりますが、地方を考えると 破綻法制が (次頁「破綻再生制度の マスコミで非常に 道州政府と市 財政的には、 から入るの

破綻再生制度のあり方について

問題意識:大田座長の論点メモにおける「完全自由」に向けた「国の関与・規制を廃止 する場合」、「補助金を廃止する場合」、「地方債を自由にする場合」とい う論点に共通する課題として『地方債務の管理・規律統制』の問題が上げら れる。

考 え 方: 従来の地方債務の管理は、地方財政法、地方財政計画を基礎に、地方債許 可、地方交付税による元利償還保証、財政再建団体制度等暗黙の政府保証 による国を中心とする管理を柱としてきた。そこでは、「債務の所有」と 「債務の負担」の主体が必ずしも一致しない構図を形成してきた。

現行制度では、恒常的補助金等の存在により地方自治体が自律的な財政規律、債務管理を実現することが出来ていない。地方分権を推進するためには、財源の「調達の自由化」と共に「返済責任の明確化」を図り、「債務の所有」(自己決定)と「債務の負担」(自己責任)の主体を一致させることが必要である。そのためには、国に依存しない、住民による財政規律と市場による規律を充実させる新たな破綻再生制度が必要である。

1. 新財政再建(破綻・再生)制度の位置づけ(自律的な地方自治体による財政規律) ①住民による財政規律の充実、②財政による規律の限界と市場規律の導入、

国が債務管理する従来の形態 地方分権における自律形態 ① 国が中心となって地方財政を ① 地方自治体、地方財政の自律 コントロール ② 地方財政計画等の廃止・限定化 ② 地方財政法、地方財政計画 地方自治体主体の中期財政計 が柱 画等の作成 ③ 地方債制度の許可制等 ③ 地方債の自由化(公共投資形態 (均衡ある国土発展に向けた の見直し) 公共投資形態) ④ 地方債元利償還への交付税措置 ④ 地方債元利返済を交付税措置 等の廃止・限定化 ⑤ 国が中心となった財政再建(⑤ 地方自治体の自律的再建(破綻 破綻・再生)措置 ・再生)制度

*「地方分権 21 世紀ビジョン懇談会」提出資料 (2006 年 2 月 10 日・宮脇作成)

したがって、国民的な関心を引くと同時に、 すので、この問題から入ると、 を地方交付税にすることは極めて難しいのです。さらに、地方交付税は今回の「本丸」 要になります。ただし、国民の側からみると地方交付税は決して身近ではないため、そのトリガー 総務省や財務省とがっぷり四つに組むことになってしまいます。 外堀から埋めていくという意味で、 破綻法制から議 の議論

論を始めたのです。これは、戦術的なレベルの問題であると思っています。

国の信用供与で成り立つ地方財政

体には それ以外では地方財政法 をコントロールしています。国が中心となる根拠法としては、もちろん憲法はありますけれども、 な点として、『地方債務の管理・規律統制』が浮上しました。その理由を考えると、なぜ地方自治 の時に委員間で相互に確認しました。この三つの課題を議論していくにあたり、整理すべき重要 止する場合」、「地方債を自由化する場合」の三点を取り組むべき課題として一回目のビジョン懇 この資料で「問題意識」とあるところですが、「国の関与や規制を廃止する場合」、 「破綻」 がないのかという問題に突き当たります。 (以下、地財法)と、それに基づく地方財政計画(以下、地財計画)が 現状では、 国が中心となって地方財政 「補助金を廃

根本になっています。

ない は せなければ、さらに国が地方債の発行を許可する制度を続けてきました。このため、 それで良いのですが、それが満たせない地方自治体は、地方交付税で措置し、地方交付税で満た 地方交付税制度は よって必要な地域での需要を決めてきたからです。 ステムです。 地財法と地財計画では、 「出をはかる」ことから始めます。これは、 かを地財法などで決めてきた経緯があるからです。 あり、 東京都のように、入りをすべて税金で賄える 通常の財政は「入りをはかって、 「まず出をはかって、 地方自治体が必要な財政需要に何があるかを定めています。 その上で出の需要を担保するための入りを調達する」シ 国が地方自治体に対して、 出を制する」とよく表現されますが、 交付税措置が必要な理由は、 (地方交付税の) 不交付団体であれば 何をやらなけれ 地方自治体 玉 財政には 0 制 ば 日本の 度に け

地方自治体の財政運営に問題が生じた時は、国が財政再建制度で担保するしくみになっています。 国が担保すべきという考えで地方交付税の元利償還措置が行われています。この措置によっても、 資金を調達するための制度としてスタートしており、 るため ご存知の方も多いと思いますが、そもそも地方債ができた背景は、 の財 源措置として、 国が地方債を許可したのであれば、 出を担保するための制度です。 当然、 国の直轄事業の裏負担分の 地方債の元利償還や返済も 出を担保す

つまり、

最終的には国の信用供与が地方財政の背骨として存在しているため、最終措置も国が行

うのが地方財政制度の全体像です。

地方分権後に自律する地方財政

す。 した時の制度として、「破綻法制」 に移行するならば、国がコントロールする財政再建団体制度も見直さなければいけません。 ある点で、地方交付税、 地財計画は廃止すべきとの極端な議論もありますが、本当に廃止してもよいのかどうかは疑問 元利償還の交付税措置は原則的には無くなります。 しない、地方自治体が自らの信用によって資金を調達する制度で、これが実現すると、 地方分権が進み、 ただ、地方債は限定化された範囲を除いて自由化されます。 地方自治体が財政的にも自律すると、 地財計画とも、とりあえずは限定化される取り組みを行うことになりま を掲げていることになります。 地方自治体が地方債を自由に発行できる制度 地財計画は非常に限定的になります。 自由化とは、 国の許可を必要と 地方債の 見直

す。 治体の信用を非常に歪んだものにしており、債務の所有者と負担者を一致させる必要性が 地方財政制度のもう一つの大きな問題として、 もちろん中央集権型で、すべて国に一致させる方法もあります。これまで発行した地方債に 現状の債務の所有者は地方自治体ですが、実際に負担しているのは国で、この制度が 債務の所有者と負担者が異なる点が挙げられま 地 ありま

考えています。 新しい制度で発行する地方債については、 黙な形でも「政府保証」が付いていましたので、 ついても破綻法制の対象とするのか、という指摘を以前に受けましたが、発行済の地方債は、 これらをまとめたのが、 前掲資料 地方側の責任で債務の所有と負担を担うべきであると 当然、 (九頁) の「1・ 国側でこれまでの制度に沿った措置をし、 新財政再建 (破綻 再生) 制

度の位置づけ(自律的な地方自治体による財政規律)」です。

後ほどさらにご説明いたします。 点目の「負債負担能力の明確化」 的な形態」 たが、 PHP総合研究所『政策研究レポート』のために書いた論文(注1)で整理させていただきま 負債管理の形態について、国を中心とする「従来の形態」と、 の本質的な違いには、 は、 五つのポイントがあります。 これまでお話ししましたが、「負債負担能力」については、 一点目の 地方分権における 「国から地方へ」と、二

やスウェーデンでは、公的資金はほとんど入っていません。イギリスと日本ではなぜ公的資金が 外国の例をみると、最も公的資金の比率が高いのはイギリスで九割に上ります。 する問題で、我が国の場合、公営企業金融公庫も含めると全体の四割が公的資金となっています。 三点目は、「資金調達キャッシュフロ ー規制の有無」です。これは地方債の公的資金依存度に関 一方、フランス

多いのかという議論はあると思いますが、日本では四割の公的資金を使って、ある意味で財政再

建団体制度をコントロールしています。その点も後ほどご紹介いたします。

四点目は、これは当然ですけれども「市場からのシグナル」が非常に不明確である点です。こ

の場合のマーケットとは、別の言葉を使うと地方債の債権者を意味します。 五点目として、「債務再構成のルールが不明確である」ことです。これらの問題意識の中でさら

●編集部注

に具体的な制度設計が必要となります。

注 1 地方債(3)―再生型破綻法制の概要―」同。 二〇〇六年二月、「財政再建制度と地方債(2)―新制度への移行プロセス―」三月、「財政再建制度と ト』に二○○六年二月から三月に連載された。該当論文は以下の通り。「財政再建制度と地方債(1)」 この論文は「シリーズ論説『地方交付税制度改革の選択肢』」としてPHP総合研究所『政策研究レポー

3 求められる地方と国の財政関係の明確化

財政再建団体の指標は何か

負債負担能力が不明確である、 あるいは現行の財政再建団体制度がなぜ不明確なのかという点

が続くと「狼少年」のようになり、財政のモラルハザードを引き起こす要因の一つになります。 ロールできるのが今のシステムです。また、 けの債務負担能力を持ってい われています。 についてご説明いたします。例えば、北海道庁は財政再建団体へ転落する危険性があるとよく言 しかし、 道民からは実際の危険度は見えません。裏返して言うと、道庁がどれだ るのか、 道庁も道民も市場も分からないまま、 財政再建団体へ転落すると言って、 数字を色々とコント 転落しない状態

を形成するプロセスにおいて、 赤字比率)が、 財政再建団体へ転落する時の大きな目安として、「実質収支赤字/標準財政規模」(前年度決算 ものさしとして非常に明確な形であるのは間違いありません。 いろいろとやり繰りができる点に問題があります。 しかし、 この指標

の民間資金引受分を政府資金により借り換える、 ンドは、政府資金の供給で、先ほど地方債の四割が公的資金であると説明しましたが、 よる資金供給で、 ています。 税による措置です。地方交付税によって措置し、実質収支赤字を減らすという手法はよく使われ 財政再建団体へ転落するステップを考えると、第一ラウンドは、実質収支赤字などの地方交付 具体的には、 具体的には、 普通交付税による補填(ほてん)措置です。第二ラウンドは、 特別交付税や減収補填債などによる補填が行わ つまり公的資金と入れ替えるという措置が れます。 残り六割 第三ラウ 地方債に 行 わ

れます。

最終段階では、

一時借入金への政府資金供給が行われます。要するに、政府が地方自治

体の数カ月分の運転資金を供給する方法です。

とができないと、財政運営が確保できないわけです。 わけです。最終的には、 フロー これらの措置を講じても、財政再建団体が債務不履行を起こす可能性はあります。 が多い自治体では起こりにくいのですが、 一時借入金の政府資金に乗り換えた分を、さらに地方債に入れ換えるこ 例えば市町村など小さな自治体では起こり得る キャッシュ

ている地方財政がどの程度傷ついているのか分かりにくいという問題があります。 ということです。 と思います。つまり、 これまで説明してきた現行制度では、地方自治体の負債負担能力を非常に見えにくくしている 地域的にみても、 現行の財政再建団体制度において、 債務負担能力が不明確なため、 地方財政のガバナンスは利いてい 自分たちの地域を支えてくれ

許可制から協議制に変わる地方債

債協議制度における早期是正措置」に示したように、「赤字比率 、普通会計)」、「公営企業の赤字比率」 が一定の水準を越える場合には、地方債の発行を許可制に 平成十八年四月より地方債の発行が許可制から協議制へと移行します。ただし、 (普通会計)」、「実質公債費比率 図表 1 「地方

業 象とすべきという考え方で議論を進めて える 0 た が てきたので、 証 で残る可能 対象とした場合、 体とその自治体 公営企業の赤字 信 は 担 ち のもとで地方債を発行し、 懸念され 用 す が か てい に依 ベ 地 が の比率を考える時に、 と「公営企業の赤字比率」で、 7 方 ポ る地 るの って 性 地方自治体 財 イ が 政 シ ある意味で当り んは、 方の V を考える場合、 \vdash あ が に る ń う となります。 か 出資する公営企業を連 ´ます。 「実質公債費比率 Ō ζJ インフラ整備をどう考 なりの地 だ ては、 または最終的 か 5 方債 前 n 地方公営企 財政運営を 地方自治 地 ح ま 0 結論 で政府に 然連 方公営 n が まで私 許 K ·(普通 特に は 体 で 可 対 玉 企 す 制 本

図表 1 地方債協議制度における早期是正措置

趣旨

新しい地方債協議制度においては、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」 又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の 発行に許可を要することとする等の早期是正措置を講ずる。

早期是正措置

次の各指標が一定の水準を超える場合は、赤字・公債費負担の適正化のための計画(各指標の数値改善のための歳出削減、歳入確保等の計画)を策定、総務大臣等はこれを踏まえて許可

赤字比率(普通会計)	実質公債費比率 (普通会計)	赤字比率(公営企業)
○標準財政規模に応じ、 2.5~10%以上の赤字 (例)・県、政令市、標財規模500億 円以上の市:2.5%	○18%以上	○10%以上 ※赤字比率は、事業ごとに 判定

^{*「}地方債協議制度の概要」総務省

は、 企業を連結対象とすべきかという問題は非常に大きな論点の一つになると思います。また一方で ました。過去の議論では、この前提は適切だったと思いますが、今後の制度において、地方公営 新しい制度を考える場合に、 今までの「暗黙の政府保証」等を前提とした数値を使っていい

4 諸外国の地方債や財政破綻再建制度

のかという議論が当然出ています。

の破産制度を破綻と呼ぶかは非常に微妙な問題ですが、アメリカでも州政府と市町村間で、 の破産制度で、 の制度が取り上げられていますが、破綻とか破産と言っても、連邦法でいう破綻や破産は再生型 進める中で非常に注目しているのは、フランスとスウェーデンです。破綻法では、よくアメリカ 諸外国の地方債や財政破綻再建制度について簡単に説明いたします(図表2参照)。 当然、統治機関ですから企業に適用される清算型を前提にしていません。 制度設計を 再生型 債務

何らかの見直しをかける制度は多くの国に存在します。この十年間で大きな変革を遂げたのはフ 「破綻」という言葉が適当かという議論はあったとしても、「債務不履行」で自治体のあり方に 不履行に清算型の破綻は基本的に無いのです。

図表 2 諸外国の地方債制度と財政破綻再生に関する制度 (中央政府と地方政府の関係を中心に比較)

	地方债管理類型	中央政府の地方債発行	財政危機に対する対応
		対する関与	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
日本	中央集権型管理	・許可制(協議制移行)、	・地方財政再建制度による
		地方債発行制限措置有	国の再建支援型
		・政府資金の比率高い。	
英国	進中央集権型管	・ 発行可能額許可 (緩和)	・基本的にメリュー化した発
	理(2004年以降	資本支出限定等規制有。	行規制等により実施
	限定的管理型へ)	・政府資金の比率高い。	117,20,00
フランス	市場規律型管理	・予算の実質均衡原則、資	・極めて限定的な助成金制の
	(原則自由)	本支出財源限定、会計檢	み (4 億円弱)。
	(24.71.11.1.7	査的事後監督ルール等	・債務不履行率0.05%程度
		の規制有り。	・中央の保証はなく、破綻団
		・ほとんどが民間資金	体へは、赤字是正措置があ
			るのみ。
カナダ	市場規律型管理	・中央からの制約なし、市	・中央から地方政府への支援
	(原則自由)	町村へは、州政府から上	なし
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	限規制、許可制等有。	・中央政府と地方政府間の
		・民間資金、ボンドバンク	破綻に対する法的枠組みな
		的機関による引受け	L.
スウェー	準市場規律型管	・ 予算均衡原則、不動産担	・明示的保証はないものの、
デン	理 (原則自由)	保禁止、起債の投資目的	暗黙の政府保証の認識が
		限定の規制有。	一般的。破綻自治体への資
		・民間資金と地方自治体	金支援の例有。
		構成員連帯保証の地方	
		金融公社で引受け	
ドイツ	準市場規律型管	・市町村に対して州政府、	財政再建特別補充交付金
	理(協議規制)	郡から許可制、資本支出	制度有。
	中央の関与なし	限定条件付与有。	
		ほとんどが民間資金	
アメリカ	準市場規律型管	・市町村に対する上限規制	・中央による支援措置なし、
	理 (ルール規制)	州による許可、住民投票	・市町村等に対する州政府
	中央の関与なし	等規制有。資本支出限定	支援措置有。
		・民間資金、ボンドバンク	・連邦に再生破産制度あり。
		による引き受け	・債務不履行率0.0-0.03%(A
			格)

^{*}IMF、各国資料等による。注)上記の他、中央集権型管理は、オーストリア、スペイン等、市場規律型は、フィンランド、ポルトガル、準市場規律型は、オーストラリア、ベルギー、デンマーク、オランダ等。

^{*「}地方分権 21 世紀ビジョン懇談会」提出資料 (2006 年 2 月 10 日・宮脇作成)

町村に投資されるシステムがあったことです。ただ、そのシステムも九〇年代には廃止となり、 と同様に国 ランスです。フランスで注目している理由は、非常に小規模な自治体が多く、八○年代まで日本 の信用保証のもとで動く公営の地域投資銀行が複数存在し、そこからの資金調達で市

現在では、公的資金がほとんど入らないしくみが出来上がっています。

れども、 日本への進出をどう評価するかは、グローバル化の影の面もあり、 の民営化が決まったと同時に東京事務所を開設し、日本政策投資銀行との連携を模索しています。 ランスの公営企業金融公庫を業務の中心に組み立てています。 対象地域は、 aという機関(一九九六年にベルギー市町村金融金庫と合併)になりました。 フランスの旧公営企業金融公庫は、現在、公的部門に対する世界最大の金融グループD フランスの公的投資の改革は非常に大きく進んでいます。 七割がユーロ圏、 三割がアジアです。本社をベルギーに移しているはずですが、 Dexiaは、 また別の議論だと思いますけ D e x i 日本政策投資銀行 の融資

債を発行したり、自治体が相互保証をする中で地方債を発行する金融機関で、ボンドバンクの発 Bank)と言われる金融機関です。ボンドバンクをたとえると、 ます。アメリカ、カナダ、フランスでも類似の制度がみられますが、い 北海道という地域で一括して地方 わゆるボンドバンク(Bond

スウェーデンにおける中央政府の地方債発行の関与をみると、

地方金融公社を形成して

20

行する地方債は、民間資金が引き受けます。これまでの公営企業金融公庫との違いは、

にボンドバンクを設ける点です。

道州制などの単位で地方債の発行機関を設けるなど、幅広い選択肢の検討が必要です。 での制度とほとんど変わりありません。地方分権を促し、地方債の多様化を進めるのであれば、 して考えられるのは、全国規模で政府保証付の地方債を発行する共同機関ですが、これでは今ま 日本でも公営企業金融公庫の廃止は、 閣議決定事項です。そこで、ポスト公営企業金融公庫と

債券)や、さらに上位の自治体が一定の信用供与や相互保証をするシステムを組み込んでいます。 うシステムにはしないようにした方がよいと考えています。 したがって、日本の制度設計においても、 市町村ごとに債券を発行するのではなく、レベニュー債(事業の将来性に応じて利回りが決まる 多いですが、市町村単位で地方債を自由に発行している国はほとんどありません。フランスでも、 地方債を自由化すると市町村単位の地方債を発行できないのではないか、と指摘されることも 海外の事例を参考にしながら、国が一括してすべて行

制度設計の方向性

5

新たな破綻法のあり方と移行時の課題

債許可 保証、 再建団体制度などにより、 を参考に、破綻法制度、 合性をもって新しい制度に移行するためにガバナンスを利かせるポイントを考えてみます。 現行の制度を眺めると、早期是正・予防措置といった点では、 次に、ビジョン懇へ提出した資料の一つ「破綻法制構築の流れと地方財政の方向性」(図表3) 政府資金等による資金調達が非常に大きなウエイトを占めています。 (協議) 制度、地方交付税制度による地方債の元利償還金確保、起債制限制度、 地方債、 国がコントロールしている状況にあります。 地方交付税、地方税について、現行と移行後のイメージや、 国による強い監督と暗黙の政府 制度としても、 準用財政 地方 整

標は、政府を中心としてコントロールを受けてしまいますが、 として、第三者機関による是正措置です。 ある住民、 それを移行後にどのような制度にするの 議会、 さらに債権者である市場に対して負債負担能力を明確化することです。二点目 現在の財政再建団体制度では、財政繰りを判断する指 か。 早期是正・予防措置では、 新しい制度では、 一点目として納税者で 第三者が財政指

図表3 破綻法制構築の流れと地方財政の方向性

	破綻法制度						
	早期是正・予防措置	制度	住民・議会・市場の監視機能				
I 現行	① 国による強い監督と暗黙の政府保証② 政府資金等による資金調達に関する規制管理の存在	 地方債許可(協議) 制度 地方交付税制度による地方債元利償還金確保 起債制限制度 準用財政再建団体制度 	 財政再建団体選択に対する議会議決 監視の前提となる情報の未整備 住民、市場(債権者)による監視の未整備 				
II 移行期間 最長I0年	等の明確化 ② 現行制度により発行し	た地方債への暗黙の保証 た地方債管理の旧勘定と た地方債管理の新勘定に分 是正措置の明確化	 公会計整備 地方債利回り格差などの市場情報による自治体格付け 監査制度改革 第三者機関による財政情報の整備 				
III 移行後	① 負債負担能力の明確 化による予防 ② 第三者機関等による 是正措置 ③ 再生申し立て要件の 明確化	 早期是正措置 明確な指標等のルー ル化を図る 再生措置等に対する 事前ルールの明確化 と司法関与の構築 	 公会計整備による完全財務諸表の開示 市場シグナルと第三者機関による監視機能 違法、不当に対する責任の明確化 				
	地方債制度	地方交付税制度	地方税制度				
I 現行	① 地方債許可制から協 議制	① 財政需要担保型	① 3兆円の税源移譲				
II 移行期間 最長I0年	 地方債の段階的自由化、多様化 公募地方債等の不同意債比率の拡大(50%程度) 地方共同債等の整備・拡充 	・地方規制等の大幅な 緩和措置② 地財折衝と地財対策 の簡素化③ 起債連動の補助金の 廃止	① 6兆円の税源移譲② 政府関与縮小③ 標準税率の弾力化等				
移行後	① 地方債自由化	 透明性が高い機械的 ルールに基づく歳入 担保型 財政需要に対する財 源保証を原則廃止 地財折衝と地財対策 の廃止 	 法定5税相当額の税 源移譲 政府関与原則なし 				

^{*「}地方分権 21 世紀ビジョン懇談会」提出資料 (2006 年 3 月 1 日・宮脇作成)

報を明確化していくとともに、 れる前の段階では、 行では財政再建団体制度の選択に対する議会議決制度はありますが、 が起きるケースはやはり債務不履行が多いと思います。 標を明確につくることが必要です。三点目は、再生の申し立て要件の明確化です。再生申し立て して行うなど、 司法の関与を認めることが求められ 議会も自分たちの自治体の財政状況がよく分からないのが実情ですので、 違法や不当なケースには、 ます。 制度面では、 議会や執行機関に対する責任を明らか 住民・議会・市場の監視機能 財政再建団体制度に指定さ 再生申し立てを裁判所に対 では、 情 現

るか、 るのに が整備されるまで新しい地方交付税制度もある程度の制約を受ける点です。 併用が必要となるでしょう。非常に難しいのは、 方財政制度と新しい制度が共存するため、これを分けて考えなければならず、 懸念されるのは、 統計的に検証している段階です。 一応最長十年を想定していますが、 新制 度への移行期間です。 現在、 移行期間中には、 旧制度分の交付税措置を継続するため、 都道府県や市町村も含めてどの程度で移行でき 政府保証が付いている従来 新しい 新旧 制度 両方 Ó 移行 旧 制 の地 制 度

す 度 0 にすることが必要です。

地方税と地方交付税制度のあり方

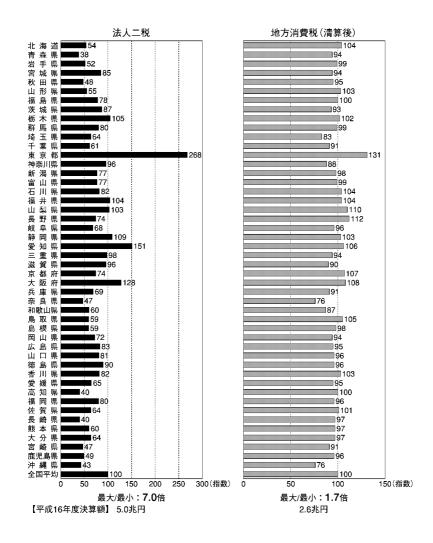
うとするとぶつかり合う点です。ただ、ここを議論しない地方財政改革はあり得ませ 税のあり方です。 破綻再生制度検討において最も重要なポイントは、 正直申し上げまして、 地方税と地方交付税については、霞ヶ関の中で議論 実は破綻法制ではなく、 地方税と地方交付

ちの税源でまかなえる方向にしたいと考えています。ただし、その中身は議論が必要です。 支出面では四対六と逆転しています。この四対六について、少なくても地方の支出分は、 を四対六にすることが一つの目標です。つまり、現在の国と地方の税源配分比率は六対四ですが、 地方の税源配分比率は六対四からもう少し進展しています。 ご承知のように、これまでの三位一体改革の中で三兆円の税源移譲は既に行われており、国と なぜ四対六にターゲットを置くかというと、消費税の増税議論を行う際に、 新制度への移行後には、この六対四 国と地方の配分比 自分た

地方消費税をつくる時に、 財務省と総務省との間で議論がどれだけ激しかったかということを思 率を考える足場をつくりたいからです。どの税目で消費税の増税を行うかも非常に重要ですが、

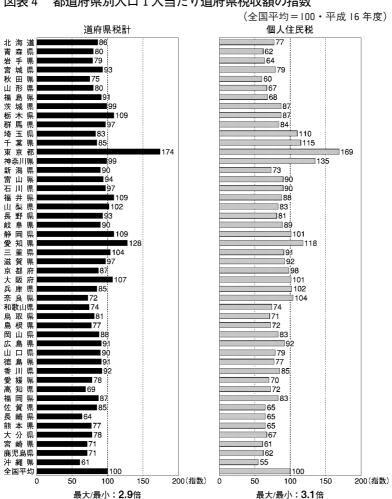
い出していただきたいのです。 いろいろと意見はありますが、 やはりこれからの時代において、

税収額の指数」(図表4)をみると、住民税や法人二税などの地域間格差は非常に大きくなってい 消費税は非常に安定的な税源であることは間違いありません。「都道府県別人口一人当たり道府県



*「地方税関係資料」総務省

図表 4 都道府県別人口1人当たり道府県税収額の指数



- (注1) 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は控除している。
- (注2) 個人住民税は、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
- (注3) 法人二税は、法人道府県民税(均等割、法人税割)及び法人事業税の合計である。

2.3兆円

【平成16年度決算額】14.5兆円

消費税の格差は、 最大と最小で一・七倍です。北海道に関しては、全国平均を上回る一○

四となっています。

行っていくと同時に、税源の配分比率の議論を行う必要があると思います。 ても地方の税源が安定しないという問題が出てきます。そのために、今から地方への権限移譲を 議論もありますけれども、 消費税を増税した時に、 地方に配分される消費税の比率を上げないと、 国と地方の税源配分比率を決めていきます。 目的税にするかとい 地方分権を行ったとし った

場合もあります。 財源を移転するい 県までの税収を計算して平均値を取り、 入担保型にしたいと考えています。「機械的」の意味は、最も単純な方法ですが、東京都から沖縄 図表3(二十三頁)に示したように、新制度へ移行後は、 地方に一定の財源を再配分するシステムで、現行制度は地方の財政需要を担保する形態ですが、 方法も考えられ 地方へ税源移譲を進めていくと、地方交付税の財源は小さくなります。 外国 わ ゆる「地方共同税」 の例をみると、 最高値の東京都と最低値の沖縄県を除外して平均値をとる 型の発想です。 平均値を上回っている自治体から下回っている自治体 あるいは「逆交付税」という言葉を使う 透明性が高い機械的ルールに基づく歳 地方交付税は、 玉 [から

さらに制度設計を進めると、人口や面積に応じた分配となります。 現在、 ビジョン懇から総務

税や法人税がどの程度の税収になるのかシミュレーションをしている状況です。 か試算してくれとお願いしています。国と地方との税源配分比率も四対六に設定した上で、 省へ、人口や面積に応じたウエイトづけをいくつかパターン化した時に、どのような結果になる

をみると、 ではその比率が高くなります。 0 整する際には東京都も入れることを前提に試算しています。一方、歳出については、各自治体で 割の歳出減が実現したという仮定で、市町村ベースも含めて計算しています。 まだシミュレーション結果は出ていませんが、東京と沖縄を除いた平均値を使い、 (地方交付税の) 財源移転を受けなければならない自治体は、市町村ベースでみると五五%程度で、 交付団体数の半数程度となります。 ただ、 非常に地域が偏っており、 中間結果の状況 かつ財源調 北海道

先日、 した。これはもう結論を捉えたご意見ですが、地方六団体がこの議論をきちんとできるかどうか になるのはもうやむを得ないが、その時に財源調整する際の計算根拠として人口と面積のウエイ トづけをどうするのかを、地方六団体としてきちんと議論としておくべきだ」と発言されていま く異なるため、 この中間結果は単なる平均値で試算しており、面積と人口のウエイトづけによっては結果が全 地方六団体の方と議論した時に、 おそらくここ二カ月は面積と人口のウエイトづけが議論の対象となるでしょう。 ある首長さんが冒頭で「地方交付税改革が、 歳入担保型

は地方交付税が新制度に移行した後は「③地財折衝と地財対策の廃止」と少し強めに書いていま れた議論は行います。 が重要です。ビジョン懇では、 いと考えています。 面積と人口のウエイトづけの議論がある程度進むと、 しかし、 そこから先は、地方六団体で、 北海道から沖縄までの都道府県単位、 地方分権の中で議論してもらいた あるいは道州制を視野に入 図表3 (二十三頁) に

地方債のあり方

すが、これらが極めて限定的にできることになります。

債券の担保となることにより、 こった場合に備えて債券そのものに税の先取特権を設定したりしています。これは、先取特権 新制度への移行後に自由化されるのは、 フランスなどの例をみても、 地方債の格付けが上がり、 ボンドバンクからある程度資金を調達したり、債務不履行 都道府県単位や道州制の下での地方債だろうと思いま 発行利回りが落ちるからです。

起こった時の扱い、さらには、現行制度では再建が困難な巨額の債務を抱えた場合など、 自治体のガバナンスが利いておらず、投機が行われた結果の破綻です。こうした事態や、 年十二月、デリバティブ取引の失敗で財政破綻した)はむしろ非常にイレギュラーな例で、 よく引き合いに出されるアメリカのオレンジ郡のケー Ż (カリフォ ルニア州 の同郡 は 別枠と 災害が 九 地方 九四

発生する破綻を対象としていますので、債務不履行が起こる確率は極めて低いのです。 して制度設計しなければならない点もありますが、今申し上げているのは、通常の経営ベースで

五% また、 です。さらに、公募五年地方債では、すべての公募債の応募者利回りが○・八七三%と同率です。 債をみると(図表5)、東京都の応募者利回りは一•四五九%ですが、それ以外は全部一•五一七% なぜ地方債制度がナーバスな問題かという点ですが、平成十八年一月発行の市場公募十年 平成十七年十一月発行の市場公募十年地方債における応募者利回りは、東京都が一・五二 横浜市が一・六○六%で、他はすべて一・六三四%です。

ても非常に歪んだ形になってしまいます。 委ねています。 についてみると、東京都と横浜市を除く他の自治体は、発行に関する交渉権を総務省に委ねてい この議論を進めていくと、誰が取引の当事者なのかという問題にあたります。債券を発行する側 公募条件のため発生する問題で、この点がビジョン懇における地方債の入口の議論となりました。 これは、東京都債と横浜市債以外はマーケットからのシグナルを聞いておらず、すべて統一の ほとんどの資金が管理されているのが我が国の制度です。この制度のまま地方分権を進め 一方、 地方債を引き受ける側の民間金融機関では、 つまり、公営企業金融公庫や財政投融資といった公的資金、そして民間資金も含 契約の交渉権を特定の民間金融機関に

図表 5 地方債銘柄一覧

平成18年 1月発行市場公募地方債[10年债]

館 摂 名	発行	償 還	発 行 額	利率	応募者
銘 柄 名	年/月/日	年/月/日	(百万円)	(%)	利回り(%)
埼玉県平成17年度第7回公募公債	18/1/27	28/1/27	20,000	1.50	1.517
東京都公募公債(10年)第629回	18/1/27	27/12/18	70,000	1.45	1.459
第286回大阪府公募公債(10年)	18/1/30	28/1/29	20,000	1.50	1.517
兵庫県平成17年度第11回公募公債	18/1/31	28/1/29	20,000	1.50	1.517
広島県平成17年度第2回公募公債	18/1/31	28/1/29	20,000	1.50	1.517
福岡県平成17年度第5回公募公債	18/1/27	28/1/27	30,000	1.50	1.517
大阪市平成17年度第10回公募公債	18/1/26	28/1/26	30,000	1.50	1.517

平成18年 1月発行市場公募地方債[5年债]

銘 柄 名	発 行	償 還	発行額	利率	応募者
	年/月/日	年/月/日	(百万円)	(%)	利回り(%)
北海道平成17年度第11回公募公債(5年)	18/1/31	23/1/31	30,000	0.80	0.873
千葉県平成17年度第8回公募公債	18/1/31	23/1/25	20,000	0.80	0.873
神奈川県第20回5年公募公債	18/1/31	23/1/31	20,000	0.80	0.873
岐阜県平成17年度第1回公募公債(5年)	18/1/26	23/1/26	10,000	0.80	0.873
第19回大阪府公募公债(5年)	18/1/30	23/1/28	40,000	0.80	0.873
兵庫県平成17年度第10回公募公債(5年)	18/1/31	23/1/31	20,000	0.80	0.873
札幌市平成17年度第7回公募公債(5年)	18/1/31	23/1/31	10,000	0.80	0.873
仙台市平成17年度第1回公募公債	18/1/31	23/1/31	10,000	0.80	0.873
第12回川崎市5年公募公債	18/1/31	23/1/31	10,000	0.80	0.873
京都市平成17年度第3回公募公债	18/1/26	23/1/26	20,000	0.80	0.873
福岡市平成17年度第4回公募公債(5年)	18/1/31	23/1/31	15,000	0.80	0.873

平成17年 11月発行市場公募地方價[10年價]

発 行	低遊	発 行 額	利率	応募者
年/月/日	年/月/日	(百万円)	(%)	利回り(%)
17/11/25	27/11/25	20,000	1.60	1.634
17/11/25	27/11/25	20,000	1.60	1.634
17/11/25	27/9/18	70,000	1.52	1.525
17/11/24	27/11/24	30,000	1.60	1.634
17/11/25	27/11/25	20,000	1.60	1.634
17/11/29	27/11/27	20,000	1.60	1.634
17/11/30	27/11/30	20,000	1.60	1.634
17/11/22	27/11/20	20,000	1.60	1.634
17/11/15	27/9/22	40,000	1.60	1.606
17/11/25	27/11/25	10,000	1.60	1.634
17/11/24	27/11/24	10,000	1.60	1.634
17/11/30	27/11/30	10,000	1.60	1.634
	年/月/日 17/11/25 17/11/25 17/11/25 17/11/25 17/11/24 17/11/25 17/11/29 17/11/20 17/11/25 17/11/25 17/11/24	年/月/日 年/月/日 17/11/25 27/11/25 17/11/25 27/11/25 17/11/25 27/9/18 17/11/24 27/11/24 17/11/25 27/11/25 17/11/29 27/11/27 17/11/30 27/11/30 17/11/22 27/11/20 17/11/15 27/9/22 17/11/24 27/11/24	年/月/日 年/月/日 (百万円) 17/11/25 27/11/25 20,000 17/11/25 27/11/25 20,000 17/11/25 27/9/18 70,000 17/11/24 27/11/24 30,000 17/11/25 27/11/25 20,000 17/11/25 27/11/25 20,000 17/11/29 27/11/27 20,000 17/11/30 27/11/30 20,000 17/11/16 27/9/22 40,000 17/11/16 27/9/22 40,000 17/11/124 27/11/25 10,000	年/月/日 年/月/日 (百万円) (%) 17/11/25 27/11/25 20,000 1.60 17/11/25 27/11/25 20,000 1.60 17/11/25 27/9/18 70,000 1.52 17/11/24 27/11/24 30,000 1.60 17/11/25 27/11/25 20,000 1.60 17/11/29 27/11/27 20,000 1.60 17/11/30 27/11/30 20,000 1.60 17/11/22 27/11/20 20,000 1.60 17/11/15 27/9/22 40,000 1.60 17/11/15 27/9/22 40,000 1.60 17/11/24 27/11/25 10,000 1.60

(資料)「地方分権 21 世紀ビジョン懇談会」資料

自治体とはなりません。この歪んだしくみをどうするのでしょうか。 営企業も含めた横浜市の実質公債費比率は二○%台で、地方債の発行にあたっては協議制の対象 体より低いため、 努力をしていた地方自治体が報われなくなります。例えば、 また、新制度へ移行したとしても、統一条件方式を残していくと実質公債費比率の低減などの 横浜市はそれだけ有利な条件で資金調達していることになりますが、 横浜市債の応募者利回りは他の自治 実際 の公

Ł, 証のない地方債を五割程度まで引き上げることは、公的資金の比率が四割に上る現状では実現で の元利償還措置を受けられない債券)比率を五割程度まで拡大するとしています。これは裏返す また、 政府保証のない地方債の比率を五割程度まで引き上げるという意味です。ところが、 新制度への移行期には、公募地方債の不同意債(地方自治体の議決に基づき発行し、国 政府保

可能となります。そうすると、上下水道や地下鉄の建設など政策投資金融の機能がもっと生きて 度を活用すると、 然の議論でしたが、新制度で地方債の自立発行を行おうとした時に、 さらに、 私は、 地方自治体と地方公営企業を連結対象とする点については、今までの地方財政では当 地方公営企業が単独で債券を発行できる制度をつくりたいと考えています。 地方公営企業は、レベニュー債などプロジェクトファイナンス型の資金調達が 当然かというと問題が この制 あり

ます。 きます。さらに、地方公営企業の単独債券発行が進むと、地方自治体本体の財政が明確に出てき も良いのです。 もちろん明確にできなければ、 現在、 公営企業は単独で地方債を発行できませんが、そうした制限を取り除くこ 地方自治体と公営企業を全体で管理するしくみをつくって

とで、地方債をもっと多様化したいと考えています。

頁)をご覧いただければ、私の主張がお分かりいただけるかと思います。詳しくは 破綻法制のイメージについては、ビジョン懇への提出資料「破綻法制の基本構想」(三十六-七 「政策研究レ

最後に、 もう一点だけご説明すると、 「破綻法制の基本構想」にも示しましたが、 破綻法制は、

債務返済等に関して優先権を持つ債券の発行を認める措置)の

DIP型 (debtor in possession

ポート」の論文

(十四頁編集部注)を参照下さい。

権をどう扱うかといった制度設計に関する議論は、 再生手続きに入っても優先権付の債券は発行できます。ただ、その優先権の性格や、 ファイナンスが可能なしくみにしたいと考えています。破綻法制はあくまでも再生型ですので、 当然必要になってくると思います。 税の先取特

整・議論しながら、全体として細かい点を詰めます。シミュレーションも四月には出てきますの ビジョン懇の全体的な整理はまだ六割程度ですので、これから四月、五月と地方六団体とも調

新しい制度に乗った時の財源配分や安定度の議論もできるだろうと思います。

で、

債務免除等を行い債務整理することを裁判所が決定する。

- ・再生手続きの監督・調査については、裁判所に監督委員会、調査委員会を 設置して行う。
- ④地方自治体の執行機関、議会等の責任
 - ・再生地方自治体の財政運営に関して故意、不当等があった場合、裁判所の 監督、調査委員会を通じて事実を疎明し責任を明確化する。
 - ・元利償還等において再生地方自治体の税収に対して優先権を持つ地方債の 検討等を行い、自治体全体の責任の明確化を図る。

2-3. ポスト公営企業金融公庫

基本的考え方

単独での起債が困難な地方自治体に代わって債券等を発行し資金調達する金融 制度の導入等多様な資金調達形態を検討する。

たとえば、中央政府の保証等がない共同発行地方債の場合、参加する地方自治 体が相互に担保する仕組み(都道府県、道州政府単位等)を導入することで、地 力債の自立性と安全性を高めると共に、投資家の投資リスクを低下させることな どである。さらに、保険制度のほか共同発行によるリスク連鎖を防ぐ仕組みも等 も導入する(weakest link theory)。

2-4. 移行期

基本的考え方

- ①現行の地方財政制度に基づき発行された地方債等に関しては、「地方財政再 建法」に基づく暗黙の政府保証を前提とした措置を行う。
- ②新たな地方財政制度に基づき発行された地方債等に関しては、「破綻法」に 基づく措置を行う。
- ③現行制度、新制度に基づく地方債が共存する移行期では、前者を旧勘定、後 者を新勘定とし区分管理する。
- ④その他、必要な措置を行う。

*「地方分権21世紀ビジョン懇談会」提出資料(2006年3月1日・宮脇作成)

破綻法制の基本構想

1. 根本的考え方

国家管理型から脱却し、自由度の高い地方財政を日指す結果、破綻も視野に入れた制度設計が必要。

2. 破綻法制のイメージ

2-1. 基本的考え方

- ①市場原理と民主主義を柱とした地方自治体財政のガバナンス構造の再構築。
- ②自立的再生スキーム、ルールの明確化による国の暗黙の保証からの脱却。
- ②行政機能の継続を確保したDIP型(優先債権等再生中も資金調達できる仕組み等)を基本とする再建スキームの形成。
- ④従来の制度により発行した地方債に対する措置と新制度は明確に区別。

築

2-2. 破綻法制についての基本的枠組み

- ①早期是正、予防措置
 - ・再生手続き申請に至るまでの一定の段階で、早期是正措置の勧告等を可能 にし予防措置が機能するよう、客観的なルールを整備する。
 - ・「負債総額/ ・般財源総額」等客観的指標を使用し、明確な基準の下で国、 第三者機関等が地方債の発行制限等を早期是正措置として勧告する。
 - ・早期是正から再生に至る手続きは、当該地方自治体が第三者機関、裁判所 等との連携の中で進める。

②第三者機関

・第三者機関は、都道府県(道州政府)等を単位として設置(議会の機関として設置も検討)する等の形態が選択肢となる。早期是正措置のほか、シグナルとなる財政情報や予算ルールの検討と改善、住民や市場への情報共有の推進、ベストプラクティスの検証等の機能を第三者機関は担う。

③再生手続き

- ・一定の要件に基づき地方自治体の長等が裁判所に再生開始申請を行う。
- ・裁判所が再生開始決定をした場合、当該地方自治体は「再生地方自治体」 として再生手続きに入る。
- ・再生地方自治体は、議会の議決を経て「財政再生計画」を作成する。
- ・財政再生計画が作成、または遂行できない場合は、再生手続きを廃止し、

第二部 質疑応答

コーディネーター(山口) では、早速質疑等に入りたいと思います。いかがでしょうか。

○指標で違う財政状態

都道府県別人口一人当たり道府県税収額指数(二十六-七頁・図表4)の消費税分をみると、北 を受けなければならない自治体の比率が高くなるとお話しされていましたが、この二点が結び付 海道は平均値を上回る結果だったのに対して、人口や面積に応じて試算すると、北海道では交付 質問者1 少し消化し切れないというか、理解できなかった点がありましたので質問いたします。

その点は前提条件をお話しせずに説明したために分かりにくくなりましたが、人口・面積

宮脇

かなかったのでご説明をお願いします。

比率はこの程度であると仮定した計算を行えば、 で試算すると、北海道全体では交付額が多くなりますが、市町村ベースは少なくなる可能性があ 現在の試算は、 現行の税源配分を前提とする段階の試算です。ですから、消費税の配分 結果はもっと変わってくると思います。

○税源配分比率見直しに伴う地方からの格差不安

ネットを、どのように考えたらよいでしょうか。 が担ってきたナショナルミニマム(国が国民に対して保障する最低限の生活水準)やセーフティ て格差が出てくる点です。国の歳出分にあたる四割はまだ大きいという印象があり、これまで国 四対六に合わせたいとのお考えですが、こうした地方分権の議論で不安になるのは、 質問者 2 国と地方との税源配分比率を六対四から四対六へ移したいとの議論で、 地方の歳入も 地方によっ

宮脇 行ってきたからです。国と地方の機能論から入る、これは現実を考えると非常に重要だと思いま のかと考えると、現行制度をベースにして、国と地方の役割分担から入るという議論をこれ 今まで地方分権議論が進まなかったのか、なぜ地制調 まず、 性格の違いをご説明しなければならないことは許していただきたいのですが、 (地方制度調査会) の議論が進まなかった なぜ

分担から議論を進めると、現行の国と地方の関係をベースにするため、法制度や財政制度の す。この点を抜きにして議論しても、現実味がないと言われればその通りです。ところが、 役割

は後回しになってしまうのです。

上がった第一目標を四対六とした上で、その比率を議論の前提に据えています。 そこで、地方の支出分をできるだけ自由にし、国と地方の役割をかなり明確に切り分けて出来

業はすべて国で行い、地方で実施する事業はすべて地方で、 代表的な例として国の直轄事業を考えると、地方債を国の直轄事業の裏負担分とせず、 と割り振った比率を四対六とした時

直轄事

旬くらい おそらく、国の直轄事業のうち、 度国に戻し、 その段階で初めて、国主体の事業の四割が本当に大きいかどうかが分かってくると思います。 国で行う事業はどの程度になるかを描く作業をしています。 から議論できると思いますが、 国と地方それぞれの機能論を一度してみたいと考えています。 地方債発行による地方負担分は二割程度ありますから、それを その点が見えてこないと、 地方から出る格差論や不安論 おそらく四月の下

は、

払拭できないと思っています。

○改革に対する国の役割や反応

るか、つまり、 ルするシステムはいろいろな形でみられますが、国の側はこうした議論についてどう反応してく 例えば教育や福祉政策など、ある程度の財源やさまざまな規制を残しつつ、国が地方をコントロー 方にと明瞭(めいりょう)に切り分けることは、 まざまな公共政策を地方に行わせるのは、実は非常に都合の良いしくみであり、地方のことを地 小さい政府、地方が大きい政府であって、集権型であると同時に融合型の地方自治制度の下でさ 質問者3 もう一つその点に関連しておうかがいしたいのですが、国の側からすると、 改革が進んだ時の国の役割について、先生のご意見をおうかがいできればと思い 国にとって非常に勝手が悪いのかもしれません。

宮脇 ている現状は「融合」というよりも、表現が適当か分かりませんが、「国側の中央集権」といった る部分があって当然だと思っています。ところが、これまでのやり方は「融合」する部分が、 めて不明確でした。しかも、財政面や金融面において、国側が主導権やコントロールする力を持っ ご質問の中で、 国と地方の関係において「融合」という言葉を使われましたが、「融合」 極 す

側面が非常に強かったのではないかと考えています。

を一度行った結果として融合するしくみが存在しても、まったく問題ないと思っています。 41 ます。 もちろん「融合」を全く無くすのではなく、一度透明化して、その中で議論を行うべきだと思 特に、 財政面や金融 面においては、 税制改革や政策金融改革が起こっているので、 改革

を地方債で担保してきたことが、今の地方財政の非常に厳しい状況をつくっているので、 かという議論は当然出てくると思います。 例えば国の直轄事業についても、完全に国側と地方側の事業を切り分けて、本当に機能するの しかし、切り分けを不明確にしたまま、 国の直轄事業 そこを

度止めましょうということです。

が います。 あるのは本間正明先生と私だけであると話されていましたが、 こうした議論に関する国側からの反応ですが、旧自治省である総務省は非常に危機感を持って 総務省も、ビジョン懇のような懇談会を動かした経験がなく、懇談会の委員の中で面 ある意味で非常に困惑している

というのが現状だと思います。

気にかけてくるのは、 口 ールをしやすい可能性があるためウエルカム 財務省は、 現時点では一応静観ですが、新しい破綻法制については、 当然税の問題です。税の議論が始まった時には、 (歓迎)です。ただし、 財務省は非常にナーバス 次のポイントで財務省が 地方に対する財政コント

になると思いますが、その時期はもう目前に迫っています。

ばならなくなった時にはどうなるでしょうか。 でしょう(笑)。総務省だけであれば当面は問題ありませんが、帰着点として補助金を変えなけれ 議論を始めると、霞ヶ関すべてを敵に回すことになり、私はおそらく霞ヶ関の駅を歩けなくなる てしまうのであって、地方交付税を改革できれば補助金は自動的に変わります。 だ、補助金は個別に議論する必要性はありません。補助金を個別に議論するから相手の土俵に乗っ 他の省庁については、 補助金の問題が個別に議論されない限りにおいては静観しています。 ただ補助金から た

税を改革できれば、 た瞬間に補助金と同じになり、国はどのようにもコントロールできてしまいます。 金化するのは、最もまずいやり方ではないでしょうか。紐付きかどうかは別として、交付金といっ ご質問から離れてしまいますが、北海道庁が検討している道州特区で直轄事業の補助金を交付 補助金を返すと言い出す自治体も出てくるかもしれません。 逆に地方交付

○破綻法制の受けとめ方の懸念

出口 破綻法制について教えてもらいたい部分があります。というのは、 財政難に陥った自治体

受けなくなるとか、住民もデフォルトが現実的だと思ったら逃げ出していくとか、 こうした制度をつくることが、ある種、 を対象に、民間企業と同様の破綻法制をつくることを検討しているというニュースを見た時に、 ルが起こるのではないかと頭に浮かんだのですが、これから具体的な制度を考えていく上で、こ たからです。 つまり、 金融機関が役所や自治体の債券をデフォルト 自己実現的な予言になるのではないかという懸念を覚え (債務不履行) 負のスパイラ の恐怖で引き

の点はどうお考えなのかというのが最初の質問です。

はり、 む 村も含めて全部無くなることを前提にします。財政状況が悪くなったならば他の場所に移れ ています。 る点です。 のかなど、 日本で言う破産法や「破綻」は清算型です。 ご指摘の点は、 「破綻法」という言葉を使ったことが適切であったかという議論は確 ビジョン懇の三回目くらいの時に、委員である小早川光郎先生を中心に議論 破綻法といった瞬間に、 おそらくほとんどの方が思い描 清算型ということは、自治体にとっては かにあります。 いただろうと思 してい ば済 B

債やレベニュー債といった地方債を発行するケースはあるかもしれませんが、基本的に現状 (銀行や保険会社など縁故関係のある特定者が引き受ける債券) を発行している自治体が、 から整理させていただきますと、 政令指定都市は別として、 市町村が単独でプロジェ の縁

定都市も含めた相互担保を入れる共同型の地方債になると思います。 道や道州制に移行した後の道政府など上部の地方自治体が一定の信用を供与し、 単独で公募型の地方債を発行することはほとんど無いと思います。 地方債を発行するとしても、 あるいは政令指

思っています。 ラルハザードが起こると思います。 な場合や、今までのように横の自治体があるから自分たちも資金が欲しいといった場合には、 歳出の面でモラルハザードを起こすのではないかという点です。財政情報や財政ルールが不明確 く場合には、 この地方債の発行には二つの問題点があります。一つ目は、こうした地方債の発行を行うと、 相互監視が効きますので、 ただ、 モラルハザードに陥ることは想定よりも小さいだろうと 財政情報の透明化と議会のチェック機能がきちんと働 Ŧ

置を取り入れても、そうした懸念をすべて払拭できませんが、ある程度は可能ではないでしょう 対して先取特権を設定し一定部分を担保化する、 については、 保の負の連鎖が起き、 二点目として、そうは言っても、ガバナンスが利かずに不正などが発覚した場合など、 災害時も含めて別の制度にしたり、 地域全体が支えられなくなってしまう事態も想定されます。この負 という二つの措置を考えています。 フランスで採用している道州政府段階 これらの措 の税収 相互担 0 連

か。

か もしれません。 しかも、最終段階まで「破綻法」という言葉を使うかは未知数です。「再生」という言葉を使う 初期の段階では 「破綻」という言葉が説明不足の中で少し強く出過ぎたかなと

○地方債の最終処理

いう気はしています。

山口 それから先生がご指摘になった非常に癒着した中央と地方の関係のけじめはどうなるのでしょう 壁にぶち当たっているという感じがあります。今まで積み重ねてきた地方債の急増や交付税措置、 が大幅に増えましたが、 私が感じた二つ目の疑問は、 地方はこの点を最も問題にしており、この処理をめぐる議論がある種の バブル破綻以後の一連の景気対策で、交付税措置による起債

宮脇 管理の新勘定に分けて制度的に管理」と記載していますが、これは郵政の民営化処理とまったく 移行期間において「現行制度により発行した地方債管理の旧勘定と新制度により発行した地方債 頁・図表3)をご覧いただきたいと思います。破綻法制度の早期是正・予防措置で、 恐縮ですがビジョン懇への提出資料 「破綻法制構築の流れと地方財政の方向性」(二十三 新制度への

か。

同じ手法です。

chihosai/)でも「地方債の元利償還に必要な財源を国が保障」という記述がなされています。 終的には、 保することを想定しているはずです。総務省のホームページ(http://www.soumu.go.jp/c-zaisei/ 地方からみると、 適切な処理方法は、地方債を国債に借り換えることかもしれません。 もちろん全部は無理ですが、 ただ問題は、 国債に借り換える作業をどの時点で行うかがポイントとなります。 郵政ほど簡単に経理処理できない点です。 暗黙とはいえ地方債の発行には政府保証を入れているので、 本音を申しますと、この旧勘定の最も 最終的に国債で担

ればなりません。 方にも歳出削減を求めているので、 さらに税制が改正されればもっと早く黒字化が進みます。 すとプライマリーバランス(基礎的財政収支)はおそらく十年経たないうちに黒字になります。 かと考えています。 地方債を国債に借り換えるもう一つの根拠は、 国の財政はかなり絞り込まれており、精緻に計算できていませんが、今の調子で進みま その配分方法の一つとして、旧勘定を借り換えする時に国債に入れ替えられな これは制度的にも説明の根拠はつきますので、後は量の問題です。 国の財政の中だけで処理せずにプラス分を地方に配分しなけ 国全体の財政の改善がかなり早く進んでいるこ 黒字化が早くなるのは結構ですが、 地

地方債の債務償還可能年数を一般財源総額と負債総額の比率で

確

か平成十二年ころの数値で、

計算した時に、 ただし、市町村については、県ベースなどで一定の信用供与をしないと国債へ転換できない地方 な受けⅢをつくることができれば、 自治体の格付けはそれ程悪くなるケースはないと思います。その上に、過去の債務償還の最終的 最長償還年数は大阪府のおおよそ十一年です。こうした数字を使うと、 かなりの地方債は国債へ転換できるのではないでしょうか。 実は地方

○地方債の利回り

債がかなり残されると思います。

したが、このあたりの事情をもう少し詳しく教えてください。 先ほど地方債の利回りが、発行する自治体により利率が異なる事例を説明されていま

ト団)引受型を維持してきたということです。これまで総務省はかなりの財政力がないと(シ団) 良い条件で資金を調達できるところはその交渉から逃げていくのです。要するにシ団(シンジケー の交渉に入っていません。来年度からは名古屋市もその契約に入らず、交渉から離れていきます。 地方債の利回りは、公募債を発行する自治体を束ねる総務省と引受側の民間 東京都と横浜市は、 単独発行した方が低い金利で資金調達できるので、 何年か前からこ の交渉で決ま

面では個別に自治体と交渉するよりはメリットがありましたので、代表者を置いて交渉してきま 交渉から離れることを認めませんでした。一方、地方債を引き受ける民間側にとっても、 ただ、その代表者も特定の民間機関が続いており、 これは独占禁止法違反ではないかとの コスト

○自由化された地方債の金利や価格の変動要因

意見もありました。

働くことになるのでしょうか。また、地方債の債券価格は、 質問者5 債券市場では地方債の金利がどの程度上がると、 選挙によって首長が交代した場合に 地方自治体の財政状態の警告として

宮脇 あるいは債券を売却するケースはあるかもしれませんが、早期是正措置の指摘を受けることはな スプレッド(金利差)により、市場つまり債権者が特定の自治体の債券を引き受けない、 変動するのでしょうか。

いと思います。

例えば北海道の自治体が全部で相互保証をするといった場合、 また、首長交代によって、地方債の信用が判断されることはおそらくほとんどないと思います。 個別の自治体の首長が変わっても

影響はほとんどありません。

価が入らないため、首相が小泉さんになろうが小渕さんになろうが、政治的な反動で一時的 国債が変動しない理由は、 道州政府のトップが変わった時には、 道州政府の地方債を買っている人たちが誰かということです。総理大臣が変わっても 国債はそのほとんどが国内で消化されているからです。外国からの評 影響はないとは言えないですね。その際に考慮す に変

動があったとしても、その変動は継続しません。

発行を行いますので、首長が変わった時に、 でのように地方自治体の資金調達を郵便貯金が担うのではなく、ボンドバンクが一括で地方債の 版の財政投融資をつくることになるため、必ずしも全面的に賛成ではありません。ただ、これ を受けることになりますし、地方債の地域内消化率が高ければ投票者の多くが債権者 で金利に変動が生じた場合は、その地域に住む有権者の投票行動が市場 いと思います。 くるかに依りますが、 致しますので、地域に住む人が、投票行動の結果をどのように考えるかという問題になると思 道州政府のトップが変わった時の変動を小さくするためには、道州政府内で資金循環をどうつ 実際にどの程度の影響を受けるか今の段階では分かりません。 ボンドバンクの設置もその一つです。ボンドバンクをつくることは、 金利が従来ほどまったく反応しないことにはならな (債権者)から直接評価 ただし、 (市場) と 首長交代 地方

います。

○地方財政改革からみたあるべき国土像

出口 う質問をしたところ、北海道も東京も九割が「経済性が見込めない地方にも人が住めるよう整備 ない地方にも人が住めるよう整備する、経済効率にとらわれない国」とどちらがいいですかとい で、「経済性が見込める都市部に人を集中させる、経済効率を優先させた国」と「経済性が見込め さらに、東京の人にも北海道の人にも、大都市で集まった税金を地方に再分配することについ 経済効率にとらわれない国」を支持する結果となり、驚かされました。 私の方から最後に一つだけお尋ねします。実は学術創成研究費で一月末に行った世論調査

被ってもらうという一連の改革を進める中での国土像とは、どういうものなのでしょうか。 道的には少し安心する結果となったのですが、今後の交付税改革や自治体がある程度リスクを てどう思うかと尋ねたところ、やはり基本的には再分配を支持する人が圧倒的多数となり、 北海

宮脇 意味で非常に効率性が高いシステムだと思います。ところが、今更申し上げるまでもなく、グロー 戦後の中央集権型、均衡ある国土の発展に向けたこれまでの国と地方の財政制度は、 ある

51

な体質になる可能性があるため、 そうではありません。 世紀の国土像として正しいのか、 バル化や少子高齢化の中で、東京一極集中、均衡ある国土の発展が、我が国にとって次の二十一 つまり、 グ 国土は分散型になっていきます。 ノローバ あるいは国力を維持することになるのかと考えると、 ル化の競争に対して一極集中は非常に脆弱(ぜいじゃく) 分散型になっていく時の効率 おそらく

的な財政のしくみは何かが問題となります。

の議論をお願いしたいと思っています。 で入って議論することが本当に良いのかということもあり、地方六団体の方にも「地方共同税 で行うのではなく道州単位で実施し、地方税の何割かを徴収しそれを分配するイメージを描いて なると考えています。 性を出していく財政のしくみを考えると、言葉として適当か議論はありますが「地方共同税」に ているのだろうと思います。その中で、 らもおそらく効率性は必要だと思います。ただ、その効率性で実現すべき目的がこれまでとは違 ン懇と両輪で議論できますが、まだ地方六団体の動きが見えていません。ある意味で国がそこま います。この その効率性を追求する目的は何でしょうか。これまでも効率性を追求してきましたし、これか 「地方共同税」 金融面はグローバル化の影響を受けやすいですが、「地方共同税」は国全体 の議論を、 地域間配分や地域に分散させるための、 地方六団体が主体となって行っていただければ、 つまり地方の特 ビジョ

重なたくさんの情報をいただきましてありがとうございました。(拍手) 山口 他にご質問が無ければ、この辺で研究会を終わらせていただきたいと思います。非常に貴

53



宮脇淳(みやわき・あつし)

著書に、『財政投融資の改革――公的金融肥大化の実態』(東洋経済新報社、法人等行政改革推進会議参与、政府・自治体系の役職も数多く務める。法人等行政改革推進会議参与、政府・自治体系の役職も数多く務める。 法人等行政改革推進会議参与、政府・自治体系の役職も数多く務める。 一九五六年東京都生まれ。日本大学法学部卒業。参議院事務局、経済企画一九五六年東京都生まれ。日本大学法学部卒業。参議院事務局、経済企画

〈コーディネーター〉

シングを超えて ―

経営論』(PHP研究所、二〇〇三年)、『PPPが地域を変える ―― アウトソー

- 官民協働の進化形』(共編著/ぎょうせい、二〇〇五年)

九九五年)、『行財政改革の逆機能』 (東洋経済新報社、一九九八年)、『公共

山口二郎(やまぐち・じろう) 北海道大学公共政策大学院教授

叡智を社会にフィードバックすることを目指してきました。 ターも、二○○○年四月の発足以来、社会科学の最先端の研究成果や各界の知的リーダーの きことは言うまでもありません。北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究セン 日本社会を覆う改革の潮流の中で、大学も知の孤塁から社会に開かれた知の拠点になるべ

議論が十分深められているとは言えません。 れるべき課題であり、どのような道筋をたどって改革を進めるべきかという基本的な部分で、 改革という言葉は政治家の口からもマスメディアにも頻繁に語られていますが、 二十一世紀に入り、日本は政治、教育、経済などあらゆる分野で混迷の度を深めています。 何が改めら

に存在する政策的課題を認識し、その解決に向けた基本的な理念を共有してこそ、時代は動 改革とは一握りのリーダーによって可能になるものではありません。広範な市民が同時代

記録を広く地域社会と共有するために、このブックレットは作られました。 ゲストのお話が一度限りで消えてしまうのはもったいないことで、そうしたシンポジウムの 分析であったり、社会科学の研究の醍醐味を教えてくれるものであったりします。こうした ました。それらは、日ごろマスメディアでは伝えられないような生きた現実に関する体験的 鋭く分析する作品を発表した研究者など、様々な方々をお招きし、知的触発の場を設けてき して、ここにセンターブックレットを刊行します。 いていくということができます。市民による同時代に対する認識を深めるための手がかりと 当センターは今まで、国政や地方政治の前線で活躍するリーダー、同時代の日本や世界を

100二年十一月三0日

であり、

解していただき、

ことが土台になるはずです。このブックレットを通して、大学のそのような活動について理 の担い手として、自分たちの生きる国や地域社会のあり方を作り変えるためには、一見迂遠

議論の広場に参加していただければ、

幸いです。

無益に見えても、政治や社会の課題について考え、議論するという作業を蓄積する

意義が見失われかねないという現実があります。しかし、私たちが真に主権者として、社会

今の日本では、効率優先、実利志向に基づく改革の中で、大学における社会科学の研究の

高等法政教育研究センター長道大学大学院法学研究科 Ш 郎

文部科学省科学研究費学術創成研究 14 GS0103 「グローバリゼーション時代におけるガバナンスの変容に関する比較研究」

ACADEMIA JURIS BOOKLET 2006 No. 18

地方債・交付税改革と道州制

2006年7月20日 発行

著 者——宫脇 淳

編 者――北海道大学大学院法学研究科 附属高等法政教育研究センター

発行者——長谷川 晃

装 幀——山本 健二

編集協力——佛北海道新聞情報研究所

印刷・製本――(株)アイワード

Printed in Japan

ISBN 4-902066-17-3 C 0033

◎北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター